

武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、車椅子使用者席及び報道関係者席とする。

(傍聴人の定数)

第3条 傍聴人の定数は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般席 20人
- (2) 車椅子使用者席 若干人
- (3) 報道関係者席 若干人

(傍聴の手続)

第4条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催日の前日までに企画政策室企画調整課窓口において申し込み、又は電話、郵便若しくは電子メールその他の通信手段により申し込まなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が、職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるよう

な行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、委員会の会議を非公開とする委員会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、委員会の委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成18年10月6日から施行する。